

号外第14（令和5年10月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△	横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【総務局労務課】	3
△	横浜市手数料条例の一部を改正する条例【医療局生活衛生課】	4
△	横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校支援・地域連携課】	5

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

令和5年10月5日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 横 浜 市 一 般 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例
- 2 横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例
- 3 横 浜 市 立 学 校 の 授 業 料 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例

横 浜 市 条 例 第 25 号

横 浜 市 一 般 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例

横 浜 市 一 般 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 （ 昭 和 26 年 3 月 横 浜 市 条 例
第 15 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 1 項 中 「 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 緊 急 事 態 派 遣 手 当 」 を 「
特 定 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 派 遣 手 当 」 に 改 め る 。

第 20 条 の 7 第 1 項 中 「 第 44 条 」 を 「 第 26 条 の 8 」 に 、 「 新 型 イ ン
フ ル エ ン ザ 等 緊 急 事 態 派 遣 手 当 」 を 「 特 定 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対
策 派 遣 手 当 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 し 、 こ の 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜
市 一 般 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 規 定 は 、 令 和 5 年 9 月 1 日 か ら
適 用 す る 。

横 浜 市 条 例 第 26 号

横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 手 数 料 条 例 （ 平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号 ） の 一 部 を 次
の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 27 号 中 「 又 は 第 3 条 の 3 第 1 項 」 を 「 、 第 3 条 の 3 第 1
項 又 は 第 3 条 の 4 第 1 項 」 に 改 め 、 「 受 け た 」 の 次 に 「 者 の 」 を 加
え る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 27 号

横 浜 市 立 学 校 の 授 業 料 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例

横 浜 市 立 学 校 の 授 業 料 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 26 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 77 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 3 条 第 3 項 中 「 入 学 願 書 提 出 の 際 」 を 「 入 学 願 書 の 提 出 を 受 け
る 時 まで 」 に 改 め る 。

第 4 条 の 見 出 し 中 「 不 返 還 」 を 「 不 還 付 」 に 改 め 、 同 条 中 「 い か
な る 事 情 が あ っ て も 」 を 削 り 、 同 条 に 次 の た だ し 書 を 加 え る 。

た だ し 、 教 育 委 員 会 が や む を 得 な い 事 由 が あ る と 認 め る と き は
、 こ の 限 り で な い 。

第 6 条 を 次 の よ う に 改 め る 。

（ 授 業 料 未 納 者 に 対 す る 措 置 ）

第 6 条 未 納 の 授 業 料 に 係 る 督 促 を 受 け た 者 が そ の 指 定 の 期 限 ま で
に 当 該 授 業 料 を 納 付 し な い と き は 、 出 席 を 停 止 し 、 又 は 除 籍 す る
こ と が で き る 。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

（ 経 過 措 置 ）

2 こ の 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 立 学 校 の 授 業 料 等 に 関 す る 条 例
第 4 条 の 規 定 は 、 こ の 条 例 の 施 行 の 日 以 後 に 徴 収 す る 授 業 料 等 に
つ い て 適 用 し 、 同 日 前 に 徴 収 す る 授 業 料 等 に つ い て は 、 な お 従 前
の 例 に よ る 。